



作業環境測定士は見た!

事件は現場で起きている

第10回 見落としていませんか、法令掲示

労働基準監督署の業務とは

みなさんは労働基準監督署（以下監督署）に対してどのようなイメージをお持ちでしょうか。労働衛生に関する相談に乗ってもらえる頼もしいイメージ?立ち入り調査でいろいろ指摘をされる、ちょっと苦手な存在?

そもそも監督署はどのような業務を行っているのでしょうか。労働基準法には、「労働基準監督署長は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、この法律に基づく臨検、尋問、許可、認定、審査、仲裁その他この法律の実施に関する事項をつかさどり、所属の職員を指揮監督する」とあります。

監督署は一般的に、労働基準法などの関係法令に関する各種届出の受付や、相談対応、監督指導を行う「方面」(監督課)、機械や設備の設置に係る届出の審査や、職場の安全や健康の確保に関する技術的な指導を行う「安全衛生課」、仕事に関する負傷などに対する労災保険給付などを行う「労災課」、会計処理などを行う「業務課」から構成されています。

今回は、「方面」と「安全衛生課」が行う業務の中で、労働安全衛生に関して事業所の方が見落としがちな内容をピックアップします。

こんなにある事業者が行うべきこと

労働安全衛生法施行令に、事業者が行うべき事項が記載されています。大きく分けて、①各種管理者や作業主任者等の選任に関する事項、②安全委員会や衛生委員会の設置に関する事項、③検定や検査を行うべき機械等に関する事項、④表示や通知に関する事項、⑤教育、作業環境測定、健康診断に関する事項等です。

漏れが生じやすいのは①と④ではないでしょうか。

①の各種管理者には衛生管理者や安全管理者、統括安全衛生管理者などがあり、業種や労働者の人数により必要な種類が変わりますので注意が必要です。

作業主任者については、選任すべき作業が31あり、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名や行わせる事項を作業場の見やすい個所に掲示するなどして関係者に周知させなければなりません。

どんな表示や通知があるの?

④は使用する有害物の種類等によりさまざまな掲示物があるため、掲示内容に漏れが生じやすく、実際に私たちが作業環境測定に訪問した際にも、掲示内容に不足が

ある事例が時々見受けられます。

では、表示や通知すべきものにはどのようなものがあるのでしょうか。具体例を挙げてみましょう。

○作業主任者の職務

有機溶剤 作業主任者の職務	特定化学物質 作業主任者の職務
1.作業に従事する労働者が有機溶剤により汚染され、又はこれを吸収しないように、作業の方法を決定し、労働者を指導すること。 2.局所排気装置、ブッシュ型排気装置、又は全排気装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。 3.保護具の使用状況を監視すること。 4.タンクの内部において有機溶剤に労働者が従事するときは、第二十六条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。	1.作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれを吸収しないように、作業の方法を決定し、労働者を指導すること。 2.局所排気装置、ブッシュ型排気装置、粉じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を避けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。 3.保護具の使用状況を監視すること。 4.タンクの内部において特別有害な化学物質に労働者が従事するときは、第三十八条の四において規定する措置が講じられていることを確認すること。

○有機溶剤を使用する職場

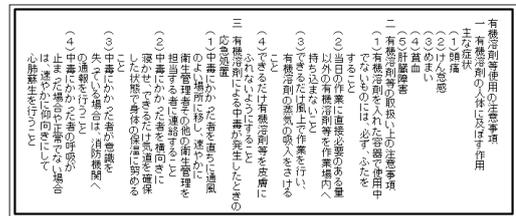
- ・有機溶剤の区分を表示 (掲示A)
※配色の規定があることに注意
- ・有機溶剤等使用の注意事項の掲示 (掲示B)
※サイズや材質の規定があることに注意 (この掲示は、2015年に一部内容が変更されています)

○特定化学物質を使用する職場

- ・喫煙、飲食禁止の旨を表示 (掲示C)
- ・特別管理物質を使用する場合は、名称や保護具等、必要な事項を掲示 (掲示D)



▲掲示A ▲掲示C ▲掲示D



▲掲示B

○騒音職場 (管理区分に応じて)

- ・騒音管理区分表示 (第Ⅱ管理区分、第Ⅲ管理区分)
- ・保護具使用の掲示 (第Ⅲ管理区分の場合)

これらは一部抜粋となりますが、作業内容や取り扱い物質によりさまざまなものが必要となります。一度事業所内で再確認をしてみてもいいかもしれません。



← 環境保健課 HP